

事務連絡
令和3年3月

令和3年度国際芸術交流支援事業助成金内定者 各位

独立行政法人日本芸術文化振興会
基金部芸術活動助成課

令和3年度国際芸術交流支援事業助成金交付内定通知書の送付
及び今後の事務手続について

平素より、我が国の文化芸術の振興等にご尽力いただき、誠にありがとうございます。
ごぞいます。

このたび、同封しました「助成金交付内定通知書」のとおり、令和3年度
国際芸術交流支援事業助成金の助成対象活動として内定しましたので、お知
らせいたします。

今後は、「助成金事務手続の手引」に従って所定の期限までに必要な手続を
行ってください。どうぞよろしく願います。

※ 「助成金事務手続の手引」について

以下のURLから**必ずダウンロード**してご利用ください。

【ダウンロードサイト】

芸術文化振興基金トップページ > 助成対象活動について > 【国際芸術
交流支援事業】（内定された方向け）助成金申請書類

<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/62878.html>

本件連絡先

独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 芸術活動助成課

音 楽 03-3265-6077、03-3265-6213

舞 踊 03-3265-6192、03-3265-6178

演 劇 03-3265-6365、03-3265-6178

伝統芸能・大衆芸能 03-3265-6394、03-3265-6338

多 分 野 03-3265-6045、03-3265-6178

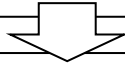
FAX: 03-3265-7474（各活動区分共通）

MAIL: geijutsu-nt@ntj.jac.go.jp（各活動区分共通）

～ 助成金交付内定通知書を受け取ったら ～

① 助成金交付内定通知書の内容を確認してください。

※「助成金事務手続の手引」を基金ウェブサイトよりダウンロードし、必要な事務手続きについてもご確認ください。



② 助成金の交付を受けるためには、交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。交付内定の内容を受諾した場合、令和3年6月1日（火）までに助成金交付申請書を当振興会に提出してください（「助成金事務手続の手引」P.3参照）。

なお、6月1日までに開始する活動については、可能な限り活動を開始する2週間前までには交付申請書をご提出くださいますようお願いいたします。

【助成金交付申請書の提出方法】

① 書類様式データ等

[助成金交付申請書提出用フォーム](#)を通じてご提出ください。

※ フォームへは、[芸術文化振興基金ウェブサイトのダウンロードサイト](#)から到達できます。「[芸術文化振興基金トップ](#)」>【舞台芸術・美術等】（内定された方向け）申請書類・報告書類」にリンクを設けています。

※ 応募時の電子申請サイトとは異なりますのでご注意ください。

② チラシ・プログラム等の紙媒体は、以下の提出先へご郵送ください。

〒102-8656 東京都千代田区隼町 4-1

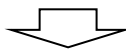
独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 芸術活動助成課

助成金交付要望書の内容（実施会場、実施日程等）に変更がある場合は、必ず分野担当までご連絡ください。

※ 助成金交付申請書の作成に当たっては、「助成金事務手続の手引」（基金ウェブサイトよりダウンロード）を必ずご参照ください。

※ 本助成金の審査の過程において、助成対象経費に助成対象ではない経費が含まれている場合等は、助成金交付要望書の内容に修正等を加えております。修正等を加えた助成金交付要望書の写しを同封しておりますので、助成金交付申請書の提出に当たっては、修正内容を反映した上で当振興会に提出してください（助成金交付要望書に修正がなかった場合でも要望書の写しを同封しております。）。

※ 提出された助成金交付申請書は、内容を審査し、より詳細な記載を求めるなど見直しが必要な場合がありますので、あらかじめ、ご承知おきください。



③ 提出された助成金交付申請書の内容を当振興会において審査し、助成金を交付すべきと認めた時は、助成金交付決定通知書をお送りします。

なお、令和3年度助成対象活動として交付内定を受けた活動につきましては、交付決定の日付にかかわらず、令和3年4月1日から活動を開始し、必要な契約・支払等を行って差し支えありません。

御不明な点等がある場合には、前頁分野担当までお問い合わせください。